



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道旭川市永山二条三丁目2番18号
氏名 株式会社旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)7月14日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)7月7日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃石綿等、
ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（別紙のとおり））。積替保管なし。
以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び
積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年(1998年)7月8日 更新時変更許可（廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、特定有害産業廃棄物（廃酸（水銀、カドミウム、鉛又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）の追加。）

平成15年(2003年)7月8日 更新時変更許可（特定有害産業廃棄物（廃石綿等）の追加。）

平成20年(2008年)7月8日 更新時変更許可（廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（廃バッテリー）、特定有害産業廃棄物（廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、廃酸（アルキル水銀、砒素、セレン又はこれらの化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、

(2頁へ続く)



(2 頁)

1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの)、
汚泥、廃アルカリ(以上2種類については、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの)の追加。)

平成25年(2013年)7月8日

更新時変更許可(特定有害産業廃棄物(ばいじん、燃え殻(以上2種類については、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はその化合物、六価クロム化合物、ダイオキシン類を含むもの)の追加。)

平成30年(2018年)7月28日
令和5年(2023年)7月14日

許可の更新
許可の更新

5. 積み替え許可の有無 有・無

市名***** 許可番号*****

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(上川総合振興局)

